

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第33期)	至	2021年3月31日

株式会社 関門海

大阪府松原市三宅東一丁目8番7号

(E03457)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	7
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
4. 経営上の重要な契約等	13
5. 研究開発活動	14
第3 設備の状況	15
1. 設備投資等の概要	15
2. 主要な設備の状況	15
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(5) 所有者別状況	23
(6) 大株主の状況	24
(7) 議決権の状況	24
2. 自己株式の取得等の状況	25
3. 配当政策	25
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	26
第5 経理の状況	34
1. 連結財務諸表等	35
(1) 連結財務諸表	35
(2) その他	60
2. 財務諸表等	61
(1) 財務諸表	61
(2) 主な資産及び負債の内容	72
(3) その他	72
第6 提出会社の株式事務の概要	73
第7 提出会社の参考情報	74
1. 提出会社の親会社等の情報	74
2. その他の参考情報	74
第二部 提出会社の保証会社等の情報	75

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第33期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社 関門海
【英訳名】	KANMONKAI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 久美子
【本店の所在の場所】	大阪府松原市三宅東一丁目8番7号
【電話番号】	072（349）0029
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長 新家 明
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町一丁目13番32号
【電話番号】	06（6578）0029
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長 新家 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (千円)	—	4,725,991	4,557,373	4,472,773	2,634,818
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	125,071	82,536	△269,662	△317,814
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	34,680	3,840	△478,880	△570,230
包括利益 (千円)	—	34,680	2,783	△480,268	△571,955
純資産額 (千円)	—	865,470	1,068,254	689,622	336,224
総資産額 (千円)	—	3,937,080	4,146,176	3,883,065	4,423,422
1株当たり純資産額 (円)	—	73.48	87.03	53.65	24.57
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	2.95	0.32	△38.96	△44.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	2.82	0.31	—	—
自己資本比率 (%)	—	21.9	25.8	17.7	7.6
自己資本利益率 (%)	—	4.1	0.4	△54.5	△111.5
株価収益率 (倍)	—	153.2	1,278.1	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△189,856	344,803	285,505	△787,261
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△98,829	△120,925	△397,508	10,340
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△195,825	114,485	344,783	1,049,883
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	554,381	891,688	1,125,013	1,396,250
従業員数 (人)	—	149	137	148	139
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(150)	(136)	(162)	(68)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第29期は連結財務諸表を作成していないため、第29期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第32期及び第33期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数を表示しており、「平均臨時雇用者数」は、1日8時間勤務換算による月平均人員数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (千円)	4,710,941	3,240,852	1,761,284	1,640,221	1,492,835
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	53,788	111,553	117,932	△171,910	△516,614
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△17,448	28,236	32,489	△490,635	△567,688
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	897,461	897,461	997,461	1,048,777	1,157,257
発行済株式総数 (株)	12,058,900	12,058,900	12,558,900	13,146,900	13,898,900
純資産額 (千円)	830,790	859,027	1,091,517	702,518	353,387
総資産額 (千円)	4,074,475	3,841,856	4,241,580	3,739,928	4,269,778
1株当たり純資産額 (円)	70.53	72.94	88.93	54.65	25.83
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1.55	2.40	2.72	△39.91	△44.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	2.30	2.61	—	—
自己資本比率 (%)	20.4	22.3	25.7	18.8	8.2
自己資本利益率 (%)	△3.0	3.3	3.3	△54.8	△107.8
株価収益率 (倍)	—	188.3	150.4	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	165,208	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	590	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	197,620	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,038,892	—	—	—	—
従業員数 (人)	151	20	27	24	28
(外、平均臨時雇用者数)	(166)	(17)	(18)	(21)	(16)
株主総利回り (%)	116.1	142.6	129.0	100.9	97.2
(比較指標：TOPIX (東証株価指数)) (%)	(112.3)	(127.4)	(118.1)	(104.1)	(145.0)
最高株価 (円)	455	596	483	444	415
最低株価 (円)	255	301	320	310	259

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第29期、第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第29期、第32期及び第33期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第29期以外の決算期は、連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数を表示しており、「平均臨時雇用者数」は、1日8時間勤務換算による月平均人員を記載しております。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、第29期は持分法を適用すべき関連会社がないため、また、第30

期から第33期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

7. 最高株価及び最低株価は2016年8月1日より東京証券取引所（市場第二部）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

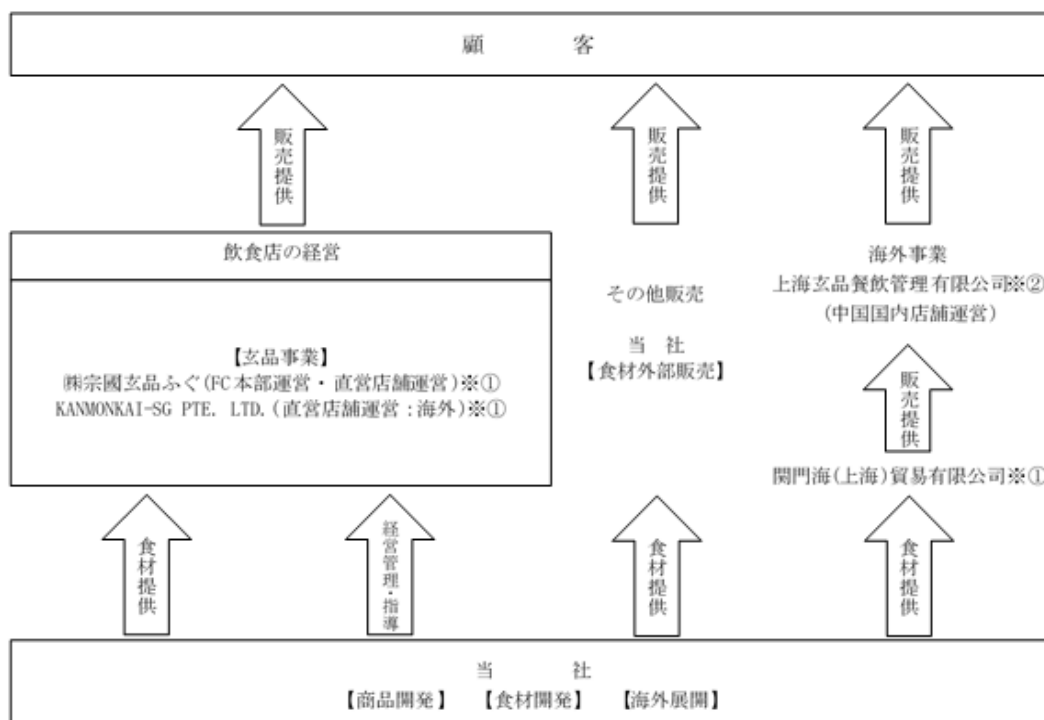
2 【沿革】

年月	事項
1980年9月	大阪府藤井寺市において、とらふぐ料理専門店「ふぐ半」を開店。
1989年5月	奈良県奈良市において、株式会社さかな亭（現 株式会社関門海）を設立（資本金10,000千円）し、個人営業店2店舗の営業を譲受。
1993年5月	大阪市中央区に初の大型店舗「いけふぐ亭」（現「玄品 法善寺」）を開店。
1999年5月	大阪府松原市に関東地区への出店のため㈱阪口フーズを設立。（資本金70,000千円）
1999年7月	㈱阪口フーズが、東京都港区に関東地区第1号店、「下関ふぐ新橋店」を開店。
1999年10月	「美味で健康的な本物のおいしさの追求」を目的とした研究開発活動を開始。
2001年3月	株式会社関門海に商号を変更。
2001年5月	㈱阪口フーズを吸収合併。
2001年5月	大阪府松原市に研究開発室、セントラルキッチン、物流センターを兼備した本部事務所を開設。
2002年6月	とらふぐ料理専門店の屋号を「玄品ふぐ」に統一。
2003年12月	長期低温熟成技術が完成し、とらふぐの保存・輸送への導入を開始。
2004年3月	「玄品ふぐ」のフランチャイズ加盟店募集を開始。
2004年11月	東京都中央区にフランチャイズ店舗第1号店、「玄品ふぐ銀座一丁目の関」を開店。
2004年12月	とらふぐ宅配事業を開始。
2005年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2008年4月	大阪市西区北堀江に本店を移転。
2013年10月	自社セントラルキッチンの生産能力拡大及び安全衛生面の更なる向上のための改装を実施。
2014年9月	第三者割当増資により資本金646,391千円に増加。
2016年3月	企業価値の向上を目的として株主優待制度の再開。
2016年7月	第三者割当増資により資本金897,461千円に増加。
2016年8月	東京証券取引所市場第二部へ上場市場を変更。
2017年3月	上海頤和実業発展有限公司との間で、中国におけるマスターフランチャイズ契約を締結。
2017年4月	海外店舗第一号として、シンガポールに「玄品（GUENPIN）シンガポール」をオープン。
2017年4月	「玄品ふぐ」うなぎ料理の提供を開始。
2017年7月	「玄品ふぐ」はも料理の提供を開始。
2017年11月	株式会社関門海の国内店舗運営事業を「株式会社宗國玄品ふぐ」「株式会社東國玄品ふぐ」「株式会社西國玄品ふぐ」に分割継承し、持株会社体制に移行。
2018年7月	中国上海市に100%子会社となる関門海（上海）貿易有限公司を設立。
2018年8月	「玄品ふぐ」を「玄品」にリ・ブランディング。
2018年11月	第三者割当増資により資本金997,461千円に増加。
2019年1月	中国上海市に関門海（上海）貿易有限公司の出資により合弁会社として上海玄品餐饮管理有限公司を設立。
2019年5月	中国上海市に中国1号店として「玄品 淮海」をオープン。
2019年6月	KANMONKAI-SEG PTE. LTD. の全株式を取得し連結子会社化。
2020年4月	「株式会社宗國玄品ふぐ」を存続会社、「株式会社東國玄品ふぐ」及び「株式会社西國玄品ふぐ」を消滅会社とする吸収合併方式により国内連結子会社3社を合併。
2021年3月	第三者割当新株予約権行使等により資本金1,157,257千円に増加。
2021年6月	定期借家契約満了に伴い本店を大阪市から大阪府松原市に移転。

3 【事業の内容】

当社グループは、主に食材に関連する技術開発及び調達力の強化により、品質面及び安全面において差別化された食材をより低価格で提供することを競争力として、主力事業であるとらふぐ料理専門店「玄品」の店舗展開等を行っています。また、上記に該当しない事業として、暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売等の事業を行っています。

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



※① 連結子会社

※② 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社宗國 玄品ふぐ (注) 1. 2. 3. 5	大阪市西区	8百万円	「玄品」等の店舗運営・ 管理、F C本部の運営等	100.0%	役員の兼任2名 店舗運営事業に係る取引等 資金の貸付
関門海(上海) 貿易有限公司	中国上海市	55百万円	中国事業展開における 食材調達等	100.0%	—
KANMONKAI-SG. PTE. LTD.	シンガポール	775千 シンガポ ールドル	とらふぐ料理店「玄品」 のシンガポールでの展開	100.0%	役員の兼任1名 店舗運営事業に係る取引等
(持分法適用関連会社) 上海玄品餐飲 管 理 有 限 公 司 (注) 4	中国上海市	5百万 人民元	とらふぐ料理店「玄品」 の中国での展開	20.0% (20.0%)	店舗運営事業に係る取引等

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 2020年4月1日付けで、連結子会社であった㈱西國玄品ふぐ及び㈱東國玄品ふぐは、連結子会社である㈱宗國玄品ふぐを合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、㈱宗國玄品ふぐは2021年4月1日をもって大阪府松原市に移転しております。

3. 債務超過会社であり、2021年3月末時点で債務超過額は693百万円であります。

4. 議決権の所有割合における()は間接所有割合で内数となっております。

5. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 株式会社宗國玄品ふぐ

(1) 売上高	2,167百万円
(2) 経常損失	378百万円
(3) 当期純損失	488百万円
(4) 純資産額	△693百万円
(5) 総資産額	549百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	139 (68)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む)は、年間の平均人員を1日8時間勤務換算で()内に外数で記載しております。

2. 当社グループは、店舗運営事業のみの単一セグメントであるため、当社グループ全体での従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28 (16)	39.6	5.6	3,937

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む)は、年間の平均人員を1日8時間勤務換算で()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、店舗運営事業のみの単一セグメントであるため、当社全体での従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「人間の宇宙をも一体化する可能性を確信し、本当のやさしさ・高い理念・信念・行動力を併せ持つ、主体性ある進化する個人を育て、愛に満ちた社会を創造する」という企業理念を基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、主力事業である「玄品」の価値向上を目的としたブランドの再構築を実施しており、これを基礎とした再成長・収益性向上に取り組んでまいります。

関門海の強みである

- ・「玄品」がとらふぐ料理業界でNO. 1の店舗数(73店舗)であり、安定してとらふぐの調達が可能なおこと
- ・水産物の冷凍から解凍までの一連の工程における特許技術を有していること
- ・「玄品」の店舗オペレーションがシンプルであり、ノウハウの習得が比較的容易であることから、店舗展開しやすいモデルであること

等を踏まえ、今後は

- ①「玄品」の価値を最大限にまで磨き上げ、当社グループの「強み」を活かしたとらふぐ及びその他食材への展開
- ②とらふぐ料理業界でのシェア拡大並びに年中繁盛する「玄品」を目指し、各店舗の収益性向上
- ③フランチャイズの日本全国及び海外への拡大
- ④「人が資本の関門海」の実現に向けた人材育成の実施及び処遇の見直し等による従業員満足度の向上を推し進めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、店舗ごとの売上高営業利益率を重要な経営指標と考えております。具体的には、売上高営業利益率10%、店舗ごとの償却前営業利益率20%の達成を目指してまいりたいと考えております。

(4) 経営環境

当社グループの主力事業である「玄品」が属するとらふぐ料理業界は、景気動向、とらふぐ相場、インバウンド旅行者に大きな影響を受けます。とらふぐは高級食材であるため、消費意欲動向により来客数、客単価等が左右されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド旅行者の減少、宴会需要の激減や店舗臨時休業、時短営業を行ったことにより売上高は減少しております。今後も緊急事態宣言発出等による店舗臨時休業や営業時間短縮等の影響、新型コロナウイルス感染症の感染収束後においても、国内の宴会需要やインバウンド旅行者は早期に回復は難しいと考えられます。当社グループでは新型コロナウイルス感染拡大という類を見ない環境下のもと、徹底した衛生管理を行いながら、従業員の安全確保、新たなメニュー開発、インバウンド旅行者の動向把握等、経営環境の変化に対応してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①「玄品」ブランドの再構築

当社グループは、主力事業である「玄品」のリ・ブランディングを更に積極的に推し進め、「商品」「心地よい空間」「サービス」を最重点施策として、より価値ある「玄品」ブランドの地位を確立させ、将来的には「玄品」ブランドでより多くの食材を取扱い、当社の企業価値を向上させてまいります。

② 収益性の向上

当社グループの重視する売上高営業利益率が低い要因とし、閑散期である夏季の収益性悪化、本部機能強化等によるコストの増加があげられます。閑散期対策につきましては、とらふぐを年間通じてお召し上がりいただくため、閑散期限定のメニュー提案や新たな商品開発、海外旅行者の誘致強化等、来客数増加に向けた施策を実施するとともに、「はも」「寿司」といった夏季や年間を通じて食される食材を積極的に取り入れてまいります。その一方で、本部体制の適正化等による本部に係るコストの最適化を徹底することにより、収益性の向上を図ってまいります。

③ 財務基盤の強化

当社グループは、ここ数年来において借入条件の見直しや第三者割当増資等に努め、財務体質は改善に向かっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等による資金需要に対応するため資金調達を行うほか、更なる業績の改善、在庫の適正化等による営業キャッシュ・フローの確保等により財務基盤の強化に努めてまいります。

④ 人財育成

当社グループは、「人が資本の関門海」のテーマの基、全階層の従業員を対象にした人財育成に主眼を置き、商品知識、接客、マネジメント等の研修に加え、従業員満足度とお客様満足度の両立を念頭に人財育成の強化に努めてまいります。

⑤ 新型コロナウイルス対策

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公衆衛生知識の周知徹底及び感染症の正しい知識の教育、除菌マニュアル作成により感染リスクを抑え営業することにより、お客様と従業員の安全確保に尽力してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの将来的な事業展開その他に関し、リスク要因の可能性があると考えている主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を確認した上で、その発生の予防、回避及び発生した場合の早期対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) とらふぐ料理専門店「玄品」について

当社グループの主力事業であるとらふぐ料理専門店「玄品」は、とらふぐの調達や食の安全性に関する問題等が当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、養殖事業者との取組みを強化し、比較的安定した価格にてとらふぐの必要調達数の確保に努めるとともに、当社独自の冷解凍技術によりいつでも美味しいとらふぐが提供できる環境を整えております。また、安全性に関しましても、養殖業者への指導徹底、検査体制の整備等により、高品質かつ安全なとらふぐを提供することで、単一食材への依存による当社リスクを管理しております。

(2) 売上高の季節変動について

「玄品」の店舗売上高は、業態の特性上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあります。

当連結会計年度については、1年を通して新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けているため、前連結会計年度と比較して売上高が減少しております。

当社グループといたしましては、閑散期需要開拓のため、とらふぐ以外の食材の提供、インバウンド需要の取り込み、季節メニューの提供やフェアの実施等を行っております。

なお、当社グループの2020年3月期及び2021年3月期における四半期別の売上高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2020年3月期		2021年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
上半期売上高	1,593	35.6%	541	20.5%
第1四半期売上高	823	18.4%	151	5.8%
第2四半期売上高	770	17.2%	389	14.8%
下半期売上高	2,879	64.4%	2,093	79.5%
第3四半期売上高	1,615	36.1%	1,214	46.1%
第4四半期売上高	1,263	28.3%	879	33.4%
通期売上高	4,472	100.0%	2,634	100.0%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 減損会計について

当社グループにおいて、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等や、店舗業績の不振の要因による固定資産の減損会計による損失を計上する場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

① ふぐ調理師免許制度について

ふぐの毒に起因する食中毒を未然に防止し、食品の安全性を確保することを目的として、ふぐを事業として取り扱う場合、都道府県知事へふぐ調理師免許保持者及び事業所の登録が必要となります。

当社グループにおきましては、ふぐ調理師免許の取得・登録に注力しておりますが、出店地域におけるふぐ調理師免許保持者が不足した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法について

当社グループは、飲食店及び食品の製造・販売業者として、食品衛生法の規制を受けております。

当社グループでは、過去において食中毒等の衛生管理上の問題は発生しておりませんが、万が一何らかの要因で食中毒等の問題が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) スtock・オプション制度について

当社グループは、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくStock・オプションを目的とした新株予約権の有償発行を行っております。

Stock・オプションの行使がなされた場合には、当社グループの株式価値の希薄化による影響を受ける可能性があります。

(6) 借入金の返済について

当社グループの当連結会計年度末の借入については、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高が営業活動によるキャッシュ・フローを上回る状況となっておりますが、今後の返済資金の調達については、取引金融機関から一定の理解をいただける状況となっております。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、緊急事態宣言等発出時は店舗を一時的に店舗臨時休業や時短営業をするなどしております。また、今後においても各自治体の緊急事態宣言等の新たな発出等による店舗臨時休業や営業時間短縮、外出自粛等による来店客数の減少等により売上高が低迷することにより損失が拡大するリスクがあります。なお、店舗営業再開後においては、新型コロナウイルス感染症への感染予防を徹底してまいります。具体的には、お客様同士及び接客時の間隔確保、マスクの着用、アルコール消毒の徹底、定期的な換気の実施、スタッフの健康管理の徹底等を行ってまいります。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響による継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において、主力事業である「とらふぐ料理」の繁忙期である冬季を含め1年を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受け、インバウンド旅行者や国内宴会需要の激減及び外出自粛等により売上高が著しく減少し2期連続で営業損失の計上に至りました。また、営業損失に加え、店舗閉鎖損失や事務所の移転による固定資産除却損の計上、繰延税金資産の取崩し等により親会社株主に帰属する当期純損失が拡大したことにより、契約時点での「シンジケートローン契約」及び「当座貸越契約」における財務制限条項にて定められた純資産を下回りました。営業損失の計上や財務制限条項への抵触により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していますが、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることから、営業損失の解消に関しては、新型コロナウイルス感染症の収束後は業績が回復する見込みであり、現在の状況においても、様々な助成金の活用、コスト管理の徹底・本部費の圧縮のほか、巣ごもり消費を念頭に置いたテイクアウトやデリバリー及び通信販売の強化による新規個人顧客の獲得にも成功しており、さらに新たな販路としてスーパーマーケット等の流通業界への販売も実施しアフターコロナにおいてもこれまで以上の損益を確保できるよう業績の改善を図ります。また、財務制限条項についても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと明確であるため、主要行を含め全行から猶予をいただいていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

なお、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

当連結会計年度末の財政状態について、資産は、前連結会計年度末と比較して540百万円増加し4,423百万円となりました。これは、主に減損損失及び本部事務所移転に伴う設備の除却や減価償却等による有形固定資産の減少162百万円、とらふぐ仕入の抑制等による商品及び製品の減少86百万円、繰延税金資産の取崩し38百万円等の減少要因はあったものの、現金及び預金の増加271百万円、各自治体からの感染拡大防止協力金及び農林水産省の制度を利用したことによる助成金収入等に係る未収入金の増加409百万円、外部へのとらふぐ販売や「Go To」関連キャンペーンに伴う売掛金の増加154百万円等の増加要因によるものです。

負債は、前連結会計年度末と比較して893百万円増加し4,087百万円となりました。これは社債の償還40百万円等の減少要因があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け運転資金を確保するための短期借入金の純増額900百万円、買掛金116百万円等の増加要因によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して353百万円減少し336百万円となりました。これは、主に新株予約権の行使による株式の発行による資本金及び資本剰余金の増加216百万円等の増加要因はあったものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上570百万円による利益剰余金の減少等によるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、拡大防止のための対策として発出された緊急事態宣言や時短要請等により営業自粛や時短営業を余儀なくされ1年を通じて厳しい状況が続きました。「玄品」店舗においては、10月より開催を行った40周年キャンペーンが好評であったことや「Go To」関連キャンペーン利用のお客様の積極的な誘致により店舗売上高は回復基調にありましたが1月に再発出された緊急事態宣言により再び厳しい状況となりました。しかしながら、急拡大した巣ごもり消費の需要に対応したデリバリーやテイクアウト販売のほか、著名通販事業者を介した通信販売などは飛躍的に増加しました。

当社グループの主力事業である「玄品」等の直営店舗の売上高は、1,848百万円（前期比49.6%減）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等により営業を自粛したことや営業再開後も各自治体の時短・人数制限要請に従い営業を行ったこと、お客様の外出自粛、宴会需要の減少及びインバウンドのお客様の激減等、当社グループの繁忙期と重なったこともあり著しく売上高は減少しました。なお、直営既存店売上高は1,724百万円（前期比49.1%減）、当連結会計年度末の「玄品」直営店舗数は、フランチャイズからの移管（1店舗）、閉店（3店舗）により47店舗（前期末比2店舗減）となっております。

「玄品」フランチャイズ事業におきましては、直営店舗と同様に新型コロナウイルス感染症の著しい影響により、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等によるフランチャイズ売上高は288百万円（前期比49.0%減）、フランチャイズ店舗における末端売上高は797百万円（前期比54.6%減）となり、当連結会計年度末の「玄品」フランチャイズ店舗数は直営への移管（1店舗）、閉店（3店舗）により26店舗（前期末比4店舗減）となっております。

その他の業態の当連結会計年度末の店舗数は前連結会計年度末と変わらず1店舗、本部に係る売上高も含めた当連結会計年度の売上高は、その他の業態の店舗においても営業自粛を行ったこと等による減少はあったものの通販売上や外部への食材販売が増加したこと等により、497百万円（前期比109.0%増）と大幅に増加いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は、2,634百万円（前期比41.1%減）となりました。

利益面においては通販・外販等の売上高が飛躍的に向上したことによるコスト増加に伴い原価率が上昇したこともあり売上総利益は1,562百万円（前期比48.8%減）となりました。販売費及び一般管理費については徹底したコストの見直しに努めたほか本部費の圧縮などに加え、営業自粛要請等を受け行った臨時休業等に伴って発生した固定費（200百万円）を店舗臨時休業等関連損失へ振り替えたことにより2,102百万円（前期比35.0%減）となりました。

以上の結果、営業損失は540百万円（前期は185百万円）、経常損失は、営業外収入として店舗の営業時間短縮等を行ったことによる各自治体からの感染拡大防止協力金等165百万円、農林水産省の制度を利用したことによる助成金収入等117百万円もあったことにより317百万円（前期は269百万円）となりました。また、特別利益として3月までに入金があった雇用調整助成金88百万円等、特別損失として前述の店舗臨時休業等関連損失や店舗閉鎖損失39百万円、減損損失28百万円、事務所移転による固定資産除却損21百万円を計上したこと等や繰延税金資産の取崩し38百万円等により親会社株主に帰属する当期純損失は、570百万円（前期は478百万円）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、当座貸越契約による借入金の調達、新株予約権の行使、新型コロナウイルス感染症の影響等による損失計上等により271百万円増加し、1,396百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は787百万円（前期は285百万円の獲得）となりました。これは、減価償却費109百万円、仕入債務の増加116百万円等の増加要因があったものの、未収入金の増加409百万円、売上債権の増加154百万円、税金等調整前当期純損失の計上524百万円等の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は10百万円（前期は397百万円の使用）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出25百万円等の減少要因はあったものの、差入保証金の回収による収入49百万円等の増加要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,049百万円（前期は344百万円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出227百万円、社債の償還による支出40百万円等の減少要因はあったものの、短期借入金の純増額900百万円、長期借入による収入200百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入215百万円、新株予約権の発行による収入3百万円等の増加要因によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 収容実績

地域別	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			前年同期比		
	期末店舗数 (店)	客席数 (千席)	来店客数 (千人)	期末店舗増 減数 (店)	客席数 (%)	来店客数 (%)
「玄品」等ふぐ取扱店舗	73	1,205	417	△6	66.6	48.1
直営店舗	47	809	298	△2	73.8	50.3
東日本地区	30	574	199	△1	74.5	51.0
西日本地区	16	216	95	△1	67.9	48.1
海外店舗	1	18	3	—	276.6	114.3
フランチャイズ店舗	26	396	118	△4	55.4	43.3
その他	1	37	34	—	87.7	65.1
合計	74	1,243	452	△6	67.0	49.1

（注） 1. 客席数は、各店舗の座席数に連結会計年度の営業日数を乗じて算出しております。

2. 前期末において主要フランチャイズ先の契約変更（10店舗）を行っておりますが、前期中の実績に含まれているため、フランチャイズ店舗の客席数及び来店客数が大幅に減少しております。

b. 生産実績

該当事項はありません。

c. 仕入実績

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の原材料の仕入実績を品目別に記載しております。

品目別の名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
とらふぐ (千円)	548,844	158.0
飲料 (千円)	89,382	64.5
その他食材 (千円)	359,156	64.0
合計 (千円)	997,383	95.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績を事業部門別に記載しております。

事業部門別の名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
とらふぐ料理 (千円)	2,111,831	51.6
その他 (千円)	522,987	138.8
合計 (千円)	2,634,818	58.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高2,634百万円、営業損失540百万円、経常損失317百万円、親会社株主に帰属する当期純損失570百万円となりました。当期においては、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受け、前期との比較でも減収減益となりました。売上高が未達となった主な要因として、やはり1年を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を受けた営業自粛や営業時間短縮をしたことのほか、宴会需要が減少したこと、お客様の外出自粛、インバウンドのお客様の激減などがあげられます。ただし、その一方で巣ごもり需要に対応し、テイクアウト・デリバリーの充実、農水省の助成金を利用した通信販売のフェアなどを行ったほか、新たに流通業界へ当社のとらふぐ等の販売などに取り組み、大幅に外部販売は増加し、今後、店舗での販売以外にも柱となるよう推し進めていきます。利益面でも、特に利益率の増加する当社の繁忙期にあたる11月から3月においても新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年を下回る結果となりました。

とらふぐ相場は年・月によって大きく変動するため、他のとらふぐ料理専門店は相場変動により損益に大きな影響を及ぼす場合がありますが、その点当社グループは、養殖事業者と連携し、当社技術協力により育成したとらふぐを主に使用しておりますので、今後、とらふぐ相場が高騰した場合にもその影響を抑えることができます。なお、その他の当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループは、売上高営業利益率を重要な指標と考えており、売上高営業利益率10%、店舗ごとの償却前営業利益率20%を目標として掲げております。なお、直営店舗合計の償却前営業利益率は新型コロナウイルス感染症の影響が1年中あったこともあり△2.4%となっております。目標数値達成のための主要施策は、店舗において閑散期対策とコスト管理の強化、加えて、本部費用の圧縮を考えております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは商品の仕入のほか販売費及び一般管理費等の営業に係る費用や本部

の管理コストであります。投資を目的とした資金需要は、主に店舗設備の改装等によるものであります。当社グループは、資金調達を金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。

短期運転資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入や社債等を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は3,589百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,396百万円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

④ 新型コロナウイルス感染症の影響による継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (8) 新型コロナウイルス感染症の影響による継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、当該事象を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 「玄品」フランチャイズシステム加盟契約について

当社グループは、「玄品」のフランチャイズ展開を行うために、フランチャイズ加盟店とフランチャイズシステム加盟契約を締結しております。

契約内容の要旨は、次のとおりであります。

①契約の内容

項目	標準フランチャイズ	今すぐ独立 オーナータイプ	0円スタート オーナータイプ	社内フランチャイズ	国内エリア フランチャイズ	海外 フランチャイズ
加盟金	3,000千円				エリアにより 異なる	
加盟保証金	1,000千円					
契約期間	契約締結日より5年間					
ロイヤリティ	店舗により異なる					

②契約件数

当連結会計年度末における契約数は全体で104件、うち26店舗は営業を行っております。

(2) 資金調達

当社は、2019年9月26日にシンジケートローン契約を締結しております。

当該シンジケートローン契約の内容は、以下のとおりであります。

「シンジケートローン契約書」（2019年9月26日に締結）に関する借入

a. 借入形態、契約金額、借入先の名称、資金使途、借入条件等

①貸付A

借入形態	コミットメントライン
契約金額	500,000千円
借入先の名称	みずほ銀行、高知銀行、阿波銀行
資金使途	一般運転資金および既存借入金の借換資金
契約期間	1年（4回までの延長条項あり）
利率	契約書により定められた基準金利にスプレッドを加算した利率

②貸付B

借入形態	タームローン
契約金額	500,000千円
借入先の名称	みずほ銀行、山陰合同銀行、阿波銀行
資金使途	長期運転資金および既存借入金の借換資金
契約期間	5年
利率	契約書により定められた基準金利にスプレッドを加算した利率

b. 財務制限条項

シンジケートローン契約については、以下の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

また、2021年3月期末において一部の財務制限条項に抵触しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的なものであるということが明確であることから、主要行を含め全行から猶予をいただいております。

5 【研究開発活動】

当社は、「美味で健康的な本物のおいしさの追求」を目的とした食材に関連する技術開発および当社の中長期的な成長を支える根幹と定めております。当連結会計年度における内容は次のとおりであります。

なお、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（１）冷凍解凍に関する技術開発

とらふぐの長期間にわたる保存・輸送を可能にする冷凍・長期保管・解凍における一連の技術を確立させ、特許を取得しております。この技術は、鮮度を保ったまま長期間の保管を可能にし、細胞と同じ浸透圧のミネラルバランス調節液を用いて解凍し、細胞膜の破壊や損傷を最小限に抑えてドリップの流出を防ぐものであり、高品質な食材の提供が可能となっております。この技術をとらふぐ以外の食材に応用する研究を行っております。

（２）養殖事業者との取組み

とらふぐ養殖に関して、通常よりもサイズの大きいとらふぐを生産養殖する技術を研究しております。とらふぐ養殖事業者と提携し、この技術によって生産した「大とらふぐ」は、店舗にて販売を行っております。さらにとらふぐの成長性や品質を向上させる研究開発を行っております。

（３）食材の技術開発

当社は商品の技術開発を行っており、その一環として、当社で提供している「ヒレ酒」に使用しているとらふぐの焼きヒレの製造方法に関して特許を取得しております。この特許技術により製造した焼きヒレは、製造中の酸化を抑制することでヒレ特有の生臭みを抑え、なおかつ日本酒に入れた際にアミノ酸等の成分がより多く溶けだすため、当社で提供する「ヒレ酒」は風味豊かで美味しいものとなっております。また、とらふぐを原料とし、当社独自の技術によるイオン化ミネラルを配合したコラーゲンは臭みも発生しにくいというえ、脂肪分の含有量も少なく浸透性に優れた高純度で良質な海洋性フィッシュコラーゲンとなっております。その他食材に関しても技術開発を進めており、美味で健康的な本物のおいしさの追求に努めております。

（４）食の安全性確保に関する研究

食の安全性を確保するため、自社セントラルキッチン品質管理室にて製造ロット毎の微生物検査や、主要食材であるとらふぐに関する定期的な動物医薬品検査などの研究を行っております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、25百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は17百万円であります。その主なものは、既存店舗の改装・改修等であります。

なお、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は省略しております。

①店舗

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	店舗数 (店)	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
玄品等ふぐ取扱店舗 (東日本地区直営店舗)	店舗設備	30	250,683	39	24,649	275,372	70(35)
玄品等ふぐ取扱店舗 (西日本地区直営店舗)	店舗設備	16	234,656	0	31,437	266,094	44(17)
玄品等ふぐ取扱店舗 (フランチャイズ店舗)	店舗設備	26	15,992	—	1,135	17,128	—(—)
その他	店舗設備	1	8,504	—	857	9,361	—(—)

- (注) 1. 帳簿価額には、消費税等を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
3. 2021年3月31日現在の直営店舗の設置状況は、次のとおりです。

東日本地区店舗			西日本地区店舗		
都道府県名	店舗数 (店)	客席数 (席)	都道府県名	店舗数 (店)	客席数 (席)
東日本地区	31	2,295	西日本地区	16	896
北海道	1	40	三重県	1	38
東京都	17	1,367	大阪府	11	645
神奈川県	5	422	兵庫県	2	72
千葉県	4	242	京都府	1	43
埼玉県	3	154	広島県	1	98
長野県	1	70			

②その他設備

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
本社 (大阪市西区)	事務所設備	—	—	616	616	17(1)
西日本物流センター (大阪府松原市)	物流設備 事務所設備	39,580	6,946	8,999	55,526	5(15)
東京本部 (東京都台東区)	事務所設備	2,229	—	592	2,822	3(—)

- (注) 1. 西日本物流センターには、セントラルキッチンが含まれております。
2. 2021年6月25日をもって本社を西日本物流センター内に移転しております。
3. 帳簿価額には消費税等を含んでおりません。
4. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2021年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2021年6月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,898,900	13,898,900	東京証券取引所 （市場第二部）	（注）
計	13,898,900	13,898,900	—	—

（注）1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2016年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 72
新株予約権の数（個） ※	605
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 60,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	292（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年7月14日 至 2024年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 292 資本組入額 146
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

当初の行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2016年6月21日の東京証券取引所における普通取引の終値292円とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）が一度でもその時点の行使価額の50%（ただし、上記2.に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとします。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（ただし、上記2.に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとします。）で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止又は倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することになるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできません。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年12月8日
新株予約権の数（個）※	138
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,380,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当初行使価額 287 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 2020年12月25日 至 2022年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 287 資本組入額 144 （注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,130,000株とする。（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）但し、（注）1(2)及び(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が（注）2の(3)の規定に従って行使価額（（注）2(1)(b)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）2(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る（注）2(3)(b)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額又は算定方法

- (a) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (b) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の額（以下「行使価額」という。）は、287円とする。但し、(2)又は(3)に定めるところに従い調整されるものとする。

(2) 行使価額の修正

- (a) 当社は、本新株予約権の割当日の6ヵ月後の応当日を経過した日以降、当社取締役会の決議（以下「行使価額修正決議」という。）により行使価額の修正を行うことができる。行使価額修正決議がなされた場合、行使価額は、当該行使価額修正決議日の翌取引日以降、当該行使価額修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。また、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正決議日の6ヵ月後の応当日を経過しなければ行うことができない。なお、当社は、行使価額修正決議により行使価額の修正を行った場合、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとする。
- (b) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が144円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(3)(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 2 (5) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ (注) 2 (5) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または(注) 2 (5) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社またはその関係会社の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注) 2 (5) (b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①から③までの場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③までにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (5) その他
 - (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、(注) 2 (3) (b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また(注) 2 (3) (b)⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発

行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (6) (注) 2 (3) (b) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (a) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注) 2 (3) (b) ⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. その他の本新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 当社が割当先との間で締結した新株予約権割当契約（以下「本割当契約」という）には、新株予約権の総数213個のうち113個は割当先の判断で行使可能となっておりますが、100個については本新株予約権者ごとに当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当社が許可した個数の範囲内でのみ割当先が本新株予約権を行使できる旨が定められることができます。また、本割当契約には、当社取締役会の決議（以下「行使許可決議」といいます。）により本新株予約権者ごとに本新株予約権の行使が許可され、行使許可決議により許可された個数の本新株予約権の行使がすべて終了しない限り、当社は新たに当該新株予約権者に行使許可決議を行うことはできない旨定められることができます。なお、行使許可決議を行った場合、当社は、速やかに当該行使許可決議に基づき行使が可能となった本新株予約権の個数を当該本新株予約権者に通知するものとします。

5. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称します。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1株未満の端数は切り上げます。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定します。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要し

ます。

6. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(1) 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(a) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式2,130,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しません（但し、（注）1の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

(b) 行使価額の修正

（注）2(2)に記載のとおりです。

(c) 資金調達額の下限

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限額は309,915,000円（但し、本新株予約権は全部または一部行使されない可能性があります。）です。

(d) その他条項

本新株予約権には、当社取締役会決議により、本新株予約権の行使許可及び本新株予約権の取得を可能とする条項が設けられています。

(3) その他行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 提出者の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。なお、割当先より、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を口頭にて表明していただいております。

(b) 提出会社の株券の貸借に関する事項について割当先と提出者の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社の大株主である株式会社椿台（大阪市中央区高麗橋一丁目7番7号、代表取締役山口久美子（戸籍上の氏名は田原久美子））と割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント（株）（以下「マイルストーン」という。）との間で2020年12月8日付で株式消費貸借契約を締結しております。当該契約は、2020年12月8日から2022年12月24日までの期間において、マイルストーンが株式会社椿台より当社普通株式200,000株を賃借料率年0.1%で借り受けるものです。マイルストーンは、当該契約に基づき同社が借り受ける当社普通株式の利用目的について、同社が本件新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨、合意しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第33期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	75	75
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	750,000	750,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	287	287
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	215,250	215,250
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	75
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	750,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	287
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	—	215,250

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年7月13日 (注) 1	1,850,000	12,058,900	249,750	897,461	249,750	596,346
2017年6月23日 (注) 2	—	12,058,900	—	897,461	△376,546	219,800
2018年11月30日 (注) 3	500,000	12,558,900	100,000	997,461	100,000	319,800
2020年3月1日～ 2020年3月31日 (注) 4	588,000	13,146,900	51,315	1,048,777	51,315	371,115
2020年9月1日～ 2021年3月31日 (注) 4	752,000	13,898,900	108,480	1,157,257	108,480	479,595

(注) 1. 有償第三者割当 1,850,000株 発行価格 270円 資本組入額 135円

割当先 尾家産業株式会社、M&Aグローバル・パートナーズ株式会社、荒井 博氏、荒井 旺子氏

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

3. 有償第三者割当 500,000株 発行価格 400円 資本組入額 200円

割当先 M&Aグローバル・パートナーズ株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	11	126	14	35	15,206	15,393	－
所有株式数（単元）	－	32	207	49,714	617	138	88,266	138,974	1,500
所有株式数の割合 （％）	－	0.02	0.15	35.77	0.44	0.10	63.51	100.00	－

(注) 自己株式302,067株は、「個人その他」に3,020単元、「単元未満株式の状況」に67株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社椿台	大阪市中央区高麗橋1-7-7	3,144,500	23.13
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2-3-3	1,178,100	8.66
尾家産業株式会社	大阪市北区豊崎6-11-27	370,000	2.72
田原久美子	大阪市中央区	239,500	1.76
マイルストーン・キャピタル・マネジ メント株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1	200,000	1.47
大澤真一郎	千葉県浦安市	90,000	0.66
関門海福株会	大阪市西区北堀江2-3-3	67,700	0.50
本多正嗣	大阪府羽曳野市	54,300	0.40
山口旺子	大阪市中央区	51,950	0.38
山口晴緒	大阪市中央区	51,950	0.38
計	—	5,448,000	40.07

(注) 2020年12月8日付で、第1位の株式会社椿台と第5位のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間で、株式会社椿台の保有株式200,000株を上限とする株式消費貸借契約を締結しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 302,000	—	(注) 1
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,595,400	135,954	(注) 1
単元未満株式	普通株式 1,500	—	(注) 1. 2
発行済株式総数	13,898,900	—	—
総株主の議決権	—	135,954	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式67株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 株式会社関門海	大阪市西区北堀江2-3-3	302,000	—	302,000	2.17
計	—	302,000	—	302,000	2.17

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	302,067	—	302,067	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、「取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持株会社体制による大幅な権限委譲により、迅速かつ的確な経営判断や業務執行を行うことができる自立した人材の育成を行うことが、急速に変化する事業環境の中で、当社が中長期的な成長を実現するための必須条件であると考えております。

このような企業文化において、大幅な権限委譲の中での業務執行を監督し経営の効率性・透明性・健全性・遵法性の確保を図り、企業価値の継続的な向上と顧客・株主・従業員等当社のステークホルダーを中心とした社会からの信頼獲得を図ることが、当社におけるコーポレート・ガバナンス確立の目的であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

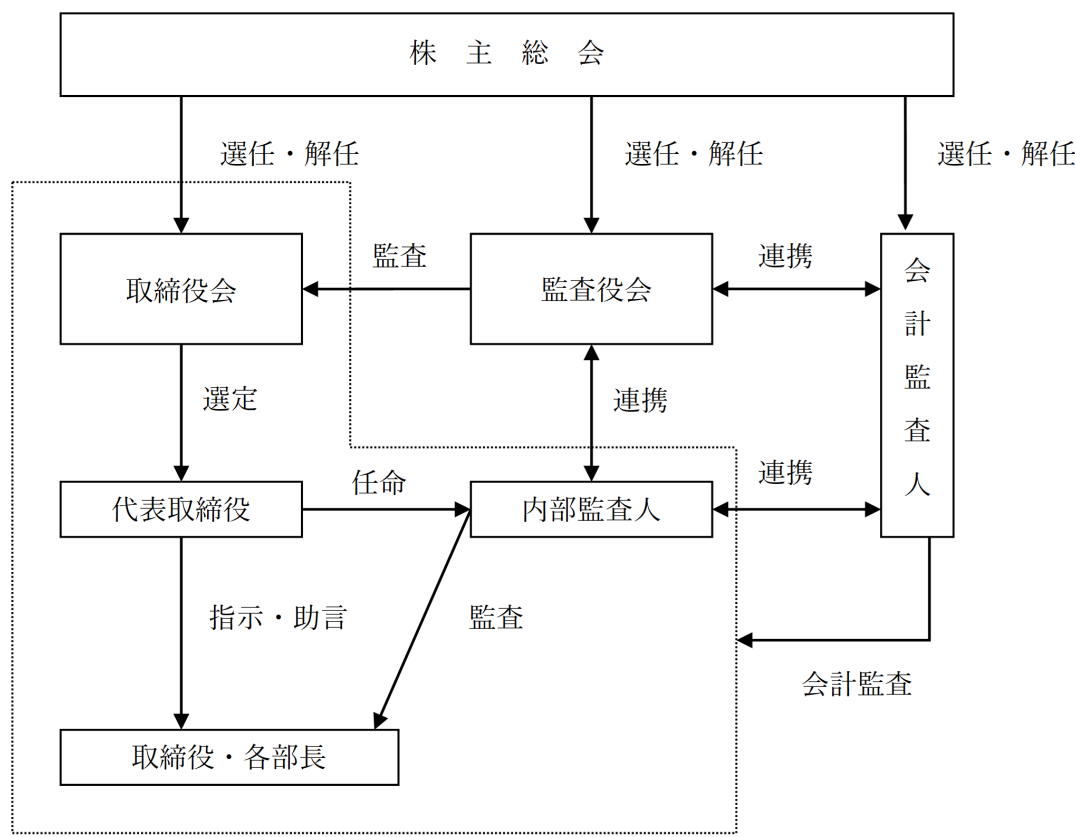
当社の取締役会は提出日現在、代表取締役社長 山口久美子、取締役 大村美智也、社外取締役 松下義行の取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。

当社は監査役会制度を採用しており、提出日現在、監査役 阿井公宗、社外監査役 近藤行弘、社外監査役 小田利昭の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会をはじめとする会議にも出席し、取締役の業務執行についての監査を行っております。

代表取締役に任命された内部監査人は、グループ会社を含む各部門（店舗）の業務活動に関して、内部監査規程に基づき、法令並びに定款上の問題の有無やコンプライアンス体制の調査を行い取締役会等において報告を行っております。また、社外役員や会計監査人とは、相互に意見及び情報交換を行い相互連携を図っております。

各取締役及び各部長は、代表取締役からの指示・助言を仰ぎ、必要に際して各取締役及び各部長が指名する部門管理者とともに営業会議等の様々な会議を開催することにより各部門の情報共有を行い、各部門の業務が円滑に行えるよう連携を図っております。

企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役1名を含む経営管理体制の整備、社外監査役2名を含む監査役会の設置等を通じ、十分に経営の監視機能が働くと考えているため、前記体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

2008年6月17日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決議しております。当該基本方針に基づき、法令の遵守、各種社内規程の整備、内部監査機能の充実、監査の実効性の確保などについて、更なる充実に努めております。

具体的には、取締役及び各部長の業務執行の指導・助言を行うことを目的とした会議を定期的で開催することで、取締役間の相互牽制及びリスクマネジメントを行っております。また、内部情報管理・ディスクロージャー等に係る管理体制の整備を推進するとともに、全社的には、内部情報管理・インサイダー取引等に関する研修を実施しております。

b. リスク管理体制の整備の状況等

当社では、代表取締役が当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに、業務に付随するリスク管理を行っております。各部署においては、内在するリスクの把握・分析・評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成し、リスクマネジメントを行う体制づくりを行っております。

c. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

また、当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことでその営業活動及び決裁権限などを把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、及び当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定めており、責任限定契約を締結しております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

i. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ii. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

iii. 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	山口 久美子	1972年3月21日生	1998年2月 (有)サンミート (現(株)椿台) 代表取締役 (現任) 2012年11月 当社入社 2015年7月 当社執行役員C I 推進本部長兼商品・営業企画部長 2017年6月 当社取締役副社長 2017年7月 (株)西國玄品ふぐ取締役 2018年6月 当社代表取締役社長兼C O O 2019年5月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役社長 (現任) 2020年4月 KANMONKAI-SG PTE. LTD. 取締役 (現任) 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任)	注5	239,500株
取締役 調達物流本部長	大村 美智也	1966年1月11日生	1989年5月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2008年2月 当社玄品ふぐ事業部長 2011年12月 当社営業本部長 2015年7月 当社商品・営業統括本部長 2017年7月 (株)西國玄品ふぐ代表取締役社長 2019年4月 (株)東國玄品ふぐ代表取締役社長 2019年5月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役副社長 (現任) 2021年6月 当社取締役調達物流本部長 (現任)	注5	34,800株
取締役	松下 義行	1944年8月28日生	1997年3月 大阪府警察 東警察署長 1998年3月 同第一方面本部長 1999年3月 同刑事部長 2001年2月 同警視監 大阪府警察退職 2001年3月 大阪府警察信用組合理事長 2001年4月 大阪市入札等監視委員会委員長 同事業見直し委員会委員 2001年9月 大阪証券取引所上場委員会委員長 2010年4月 非破壊検査(株)顧問 (現任) 2014年1月 関西国際大学学長特別補佐 (現任) 2016年6月 当社取締役 (現任)	注5	-株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
常勤監査役	阿井 公宗	1945年3月22日生	1967年4月 日本電子㈱入社 1976年11月 クラウン・リーシング㈱入社 1992年2月 ㈱日本設計入社 2009年6月 ㈱アイビーダイワ（現グローバルアジアホールディングス㈱）常勤監査役 2011年6月 同社非常勤監査役 2012年2月 当社常勤監査役（現任）	注6	-株
監査役	近藤 行弘	1957年9月22日生	1991年4月 弁護士登録 1995年2月 近藤行弘綜合法律事務所開業 同事務所代表就任（現任） 2013年6月 当社監査役（現任）	注7	-株
監査役	小田 利昭	1958年8月30日生	1989年10月 公認会計士登録 1991年9月 税理士登録 1991年10月 公認会計士小田事務所開業 同事務所代表就任（現任） 2003年7月 清稜監査法人代表社員（現任） 2013年6月 当社監査役（現任） 2019年8月 大阪広域水道企業団代表監査委員（現任）	注7	-株
計					274,300株

（注） 1. 代表取締役社長山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。

2. 取締役松下義行氏は、社外取締役であります。

3. 監査役近藤行弘氏及び小田利昭氏は、社外監査役であります。

4. 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数
本多 正嗣	1956年6月1日生	1999年11月 当社入社 2004年6月 当社監査役 2006年2月 当社取締役 2007年1月 当社商品調達・物流部長 2011年12月 当社調達物流本部長 2017年6月 当社専務取締役 2021年6月 当社顧問（現任）	54,300株

5. 任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役松下義行氏は非破壊検査㈱の顧問及び関西国際大学学長特別補佐を兼職しておりますが、当社と非破壊検査㈱及び関西国際大学との間には、開示すべき関係はありません。社外監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。社外監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員並びに大阪広域水道企業団代表監査委員を兼職しておりますが、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人並びに大阪広域水道企業団代表監査委員との間には、開示すべき関係はありません。なお、当該社外役員全員を金融商品取引所の定める独立役員として登録しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則月1回開催される取締役会への出席を通じて、各年度の監査役会の監査計画上の基本方針・重点監査項目や内部統制の整備・運用状況等に関する報告を受けることにより、また、適宜行われる取締役等との意見交換等を通じて当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において独立役員として一般株主に配慮した意見を表明しております。また、社外監査役は、原則月1回開催される取締役会および監査役会に出席し、取締役、常勤監査役および使用人等から内部監査、監査役監査、会計監査および内部統制監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、独立役員として一般株主に配慮した意見を表明しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役（１名）及び社外監査役（２名）で監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、網羅的に監査を実施しております。また取締役の職務執行状況等について、取締役会をはじめ重要な会議に出席することにより経営の監視を行っております。さらに会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

なお、社外監査役小田利昭は公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催し、常勤監査役阿井公宗、社外監査役近藤行弘、同小田利昭はその全てに出席しました。会議の平均所要時間は約45分～50分で付議議案数は平均3件でした。

監査役会の主な検討事項は、取締役の職務執行の状況や、内部統制システムの整備・運用状況等を検討するとともに、緊急事態宣言等による経営上の課題、会計上の問題点その他当期重点監査項目、KAM、会計監査人の監査の相当性についても検討いたしました。

常勤及び非常勤監査役の活動に関しましては、年3回開催された代表取締役との会合をはじめ、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁事項等の閲覧、主要な店舗への往査、会計監査人からの監査の実施結果の報告の確認を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査人（１名）を設置し、監査役及び会計監査人との連携により、計画的な内部監査を実施することで内部統制を行っております。業務監査は社内規程に基づき、業務の有効性・妥当性及び法令遵守状況を調査し、会計監査においては会計基準・社内規程の遵守状況を調査することにより、子会社を含めたコンプライアンスの徹底と業務の改善に繋げております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、監査法人やまぶきと監査契約を締結しており、通常の会計監査を受けるとともに、重要な会計的課題についても随時相談・検討を実施しております。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成等については次のとおりであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：平野 泰久

指定社員 業務執行社員：江口 二郎

b. 継続監査期間 10年

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等についての書面を入手し、面談、質問等を通じ、監査実績などを含め総合的に判断を行い選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。なお、当社の会計監査人である監査法人やまぶきにつきましては、独立性・専門性ともに問題はないと認識しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	16,500	—	16,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	16,500	—	16,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬の内容（a. を除く）

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（4）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

取締役報酬限度額は、1999年1月20日開催の定時株主総会決議に基づく年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は15名以内。本有価証券報告書提出日現在は3名。決議時の取締役の員数は4名）、監査役報酬限度額は2004年11月29日開催の臨時株主総会決議に基づく年額30,000千円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内。本有価証券報告書提出日現在は3名。決議時の監査役の員数は1名）、取締役のストック・オプションの報酬限度額は、2008年2月28日開催の定時株主総会決議に基づく年額60,000千円以内（定款で定める取締役の員数は15名以内。本有価証券報告書提出日現在は3名、決議時の取締役の員数は10名（うち、社外取締役1名））を限度に当社の事業規模、内容、業績、個々の職務内容や責任などを総合的に考慮して決定しております。

なお、取締役個々の報酬につきましては、報酬審議会（社内取締役2名、社外取締役1名、社外有識者1名）において会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合に勘案して決定し、監査役個々の報酬につきましては、監査役会にて協議の上決定しております。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における報酬審議会の活動内容は、取締役の個別の報酬等の額については株主総会で決議された総額の範囲内で、毎期の株主総会後の報酬審議会で決定することとしており当事業年度につきましては、2021年6月25日開催の報酬審議会にて決定しております。

② 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	26,940	26,940	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	4,200	4,200	—	—	1
社外役員	5,280	5,280	—	—	3

（注） 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

b. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与の総額は7,968千円、対象となる員数は1名であります。これは、使用人兼務取締役の使用人部分に対する報酬であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載をしておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、非上場株式のみを保有しておりますが、個別銘柄毎にその保有目的の合理性等を年に1度検証し保有の有無を決定しております。

b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	4,150
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人やまぶきによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適切な連結財務諸表等の作成ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,125,013	1,396,250
売掛金	117,009	271,132
商品及び製品	1,233,872	1,147,242
原材料及び貯蔵品	34,127	26,920
未収入金	15,498	424,753
その他	81,176	135,578
貸倒引当金	△5,141	△6,585
流動資産合計	2,601,556	3,395,291
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,187,007	1,982,645
減価償却累計額	△1,512,586	△1,430,999
建物及び構築物（純額）	674,421	551,646
機械装置及び運搬具	56,287	56,287
減価償却累計額	△47,562	△49,301
機械装置及び運搬具（純額）	8,724	6,986
その他	661,533	635,590
減価償却累計額	△555,529	△567,301
その他（純額）	106,004	68,288
有形固定資産合計	789,150	626,921
無形固定資産		
その他	27,658	23,893
無形固定資産合計	27,658	23,893
投資その他の資産		
投資有価証券	17,333	15,729
差入保証金	394,240	346,471
繰延税金資産	38,423	-
その他	14,704	15,115
投資その他の資産合計	464,701	377,316
固定資産合計	1,281,509	1,028,131
資産合計	3,883,065	4,423,422
負債の部		
流動負債		
買掛金	84,326	201,275
短期借入金	※1, ※2 1,850,000	※1, ※2 2,750,000
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 170,000	※2 102,500
未払金	157,324	155,475
未払法人税等	5,986	10,534
賞与引当金	20,000	21,150
株主優待引当金	21,552	22,125
その他	90,586	49,492
流動負債合計	2,439,776	3,352,553
固定負債		
社債	100,000	60,000
長期借入金	※2 595,000	※2 635,000
その他	58,666	39,645
固定負債合計	753,666	734,645
負債合計	3,193,442	4,087,198
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,777	1,157,257
資本剰余金	371,115	479,595
利益剰余金	△440,360	△1,010,590
自己株式	△287,998	△287,998
株主資本合計	691,533	338,264
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,444	△4,170
その他の包括利益累計額合計	△2,444	△4,170
新株予約権	534	2,130
純資産合計	689,622	336,224
負債純資産合計	3,883,065	4,423,422

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	4,472,773	2,634,818
売上原価	※1 1,421,266	1,072,750
売上総利益	3,051,507	1,562,068
販売費及び一般管理費	※2, ※3 3,236,702	※2, ※3 2,102,591
営業損失(△)	△185,195	△540,523
営業外収益		
受取利息	149	101
受取地代家賃	6,600	3,300
助成金収入	-	283,212
その他	2,502	13,992
営業外収益合計	9,251	300,606
営業外費用		
支払利息	25,293	31,670
社債利息	416	318
シンジケートローン手数料	20,000	-
支払手数料	28,152	36,858
その他	19,856	9,050
営業外費用合計	93,719	77,897
経常損失(△)	△269,662	△317,814
特別利益		
固定資産売却益	-	※4 138
負ののれん発生益	2,616	-
雇用調整助成金	-	88,972
特別利益合計	2,616	89,111
特別損失		
投資有価証券評価損	10,000	-
固定資産除却損	※5 14,491	※5 21,374
店舗閉鎖損失	※6 1,858	※6 39,623
減損損失	※7 85,397	※7 28,032
店舗臨時休業等関連損失	-	200,074
事務所移転費用	-	6,521
特別損失合計	111,747	295,627
税金等調整前当期純損失(△)	△378,793	△524,331
法人税、住民税及び事業税	4,485	7,476
法人税等調整額	95,601	38,423
法人税等合計	100,087	45,899
当期純損失(△)	△478,880	△570,230
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△478,880	△570,230

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失(△)	△478,880	△570,230
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,388	△1,725
その他の包括利益合計	※1 △1,388	※1 △1,725
包括利益	△480,268	△571,955
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△480,268	△571,955
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	997,461	319,800	38,520	△287,998	1,067,783
当期変動額					
新株の発行	51,315	51,315			102,630
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△478,880		△478,880
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	51,315	51,315	△478,880	－	△376,250
当期末残高	1,048,777	371,115	△440,360	△287,998	691,533

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,056	△1,056	1,527	1,068,254
当期変動額				
新株の発行				102,630
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△478,880
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,388	△1,388	△993	△2,381
当期変動額合計	△1,388	△1,388	△993	△378,631
当期末残高	△2,444	△2,444	534	689,622

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,048,777	371,115	△440,360	△287,998	691,533
当期変動額					
新株の発行	108,480	108,480			216,961
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△570,230		△570,230
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	108,480	108,480	△570,230	-	△353,269
当期末残高	1,157,257	479,595	△1,010,590	△287,998	338,264

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,444	△2,444	534	689,622
当期変動額				
新株の発行				216,961
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△570,230
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,725	△1,725	1,596	△129
当期変動額合計	△1,725	△1,725	1,596	△353,398
当期末残高	△4,170	△4,170	2,130	336,224

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△378,793	△524,331
減価償却費	127,482	109,071
長期前払費用償却額	8,776	8,434
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△190	1,444
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,500	1,150
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	4,683	572
支払利息及び社債利息	25,710	31,988
シンジケートローン手数料	20,000	-
投資有価証券評価損益 (△は益)	10,000	-
負ののれん発生益	△2,616	-
固定資産除却損	14,491	21,374
店舗閉鎖損失	1,858	35,369
減損損失	85,397	28,032
売上債権の増減額 (△は増加)	151,770	△154,122
たな卸資産の増減額 (△は増加)	371,361	93,836
未収入金の増減額 (△は増加)	13,695	△409,255
仕入債務の増減額 (△は減少)	△95,502	116,948
未払金の増減額 (△は減少)	△63,014	△2,421
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,021	△31,818
未収消費税等の増減額 (△は増加)	-	△71,483
その他	51,202	△17,834
小計	344,834	△763,042
利息及び配当金の受取額	149	101
利息の支払額	△28,372	△32,479
法人税等の還付額	-	11,901
法人税等の支払額	△31,106	△3,742
営業活動によるキャッシュ・フロー	285,505	△787,261
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△365,212	△25,002
有形固定資産の売却による収入	-	1,394
無形固定資産の取得による支出	△4,663	△1,916
関係会社株式の取得による支出	△16,516	-
差入保証金の回収による収入	7,066	49,101
差入保証金の差入による支出	△11,955	△1,373
長期前払費用の取得による支出	△6,217	△11,862
その他	△10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△397,508	10,340
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	904,000	900,000
長期借入れによる収入	840,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△1,435,000	△227,500
社債の償還による支出	△40,000	△40,000
ストックオプションの行使による収入	101,637	584
新株予約権の発行による収入	-	3,195
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	215,250
リース債務の返済による支出	△25,853	△1,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	344,783	1,049,883
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,388	△1,725
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	231,392	271,237
現金及び現金同等物の期首残高	891,688	1,125,013
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,932	-
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,125,013	※1 1,396,250

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社宗國玄品ふぐ

関門海（上海）貿易有限公司

KANMONKAI－SG PTE. LTD.

なお、当連結会計年度より、連結子会社であった株式会社西國玄品ふぐ及び株式会社東國玄品ふぐは、連結子会社である株式会社宗國玄品ふぐを合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称 上海玄品餐飲管理有限公司

持分法適用手続に関する特記事項

上海玄品餐飲管理有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたり同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち関門海（上海）貿易有限公司及びKANMONKAI－SG PTE. LTD.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたり同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～40年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産 626,921千円

無形固定資産 23,893千円

(2) その他の情報

①算出方法

当社グループの店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失として認識しています。当該店舗固定資産の回収可能価額は、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいております。

②主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

1)各店舗の将来収益予測

2)各店舗の将来変動費比率予測

3)各店舗の将来固定費予測

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に関連して、当連結会計年度末における当社グループの店

舗固定資産の減損損失の認識の判定に係る回収可能価額の見積りには、当該感染症の収束時期における一定の仮定（2022年3月頃までは当該感染症の影響が残り、その後徐々に回復に向かい、インバウンドのお客様についても同様に回復していくと仮定）が採用されており、また、新型コロナウイルス感染症の収束後には顧客の需要が当該感染症の拡大以前と同水準に回復するという仮定に基づいております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

固定資産の減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローによって見積っております。当該見積りについては当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいており、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の推移がこの仮定と乖離した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度において、減損損失28,032千円を計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第

13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた96,674千円は、「未収入金」15,498千円、「その他」81,176千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた64,898千円は、「未収入金の増減額(△は増加)」13,695千円、「その他」51,202千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	500,000千円	500,000千円
当座貸越極度額	300,000	2,250,000
借入実行残高	800,000	2,750,000
差引額	—	—

※2 財務制限条項

シンジケートローン契約については、以下の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当座貸越契約のうち300,000千円については、以下の財務制限条項が付されております。

①2020年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2019年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②2020年3月期を初回とする各年度決算期の末日における単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

また、2021年3月期末において一部の財務制限条項に抵触しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的なものであるということが明確であることから、主要行を含め全行から猶予をいただいております。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
37,603千円	-千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
労務費	1,179,809千円	740,520千円
地代家賃	494,659	376,550
業務委託費	289,582	141,599
減価償却費	127,482	93,725
貸倒引当金繰入額	-	1,511
賞与引当金繰入額	20,000	21,150
株主優待引当金繰入額	21,552	22,125

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
27,095千円	25,256千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	-千円	138千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	1,257千円	21,306千円
その他(工具、器具及び備品)	6,855	67
その他(ソフトウェア)	6,378	-
計	14,491	21,374

※6 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	1,858千円	23,192千円
その他(工具、器具及び備品)	0	2,420
その他費用(差入保証金償却等)	-	14,011
計	1,858	39,623

※7 減損損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都 6 店舗 埼玉県 1 店舗 大阪府 1 店舗 兵庫県 1 店舗	店舗	建物及び構築物	81,681千円
		機械装置及び運搬具	19
		その他	3,696
合計			85,397

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率1.87%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都 4 店舗 神奈川県 1 店舗 千葉県 1 店舗 長野県 1 店舗 沖縄県 1 店舗 シンガポール 1 店舗	店舗	建物及び構築物	25,418千円
		その他	2,614
合計			28,032

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率4.17%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,388千円	△1,725千円
その他の包括利益合計	△1,388	△1,725

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	12,558,900	588,000	—	13,146,900
合計	12,558,900	588,000	—	13,146,900
自己株式				
普通株式	302,067	—	—	302,067
合計	302,067	—	—	302,067

(注) 普通株式の増加は、当連結会計年度における新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	534
合計		—	—	—	—	—	534

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	13,146,900	752,000	—	13,898,900
合計	13,146,900	752,000	—	13,898,900
自己株式				
普通株式	302,067	—	—	302,067
合計	302,067	—	—	302,067

（注）普通株式の増加は、当連結会計年度における新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第10回新株予約権	普通株式	—	2,130,000	750,000	1,380,000	2,070
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	60
合計		—	—	—	—	—	2,130

（注）第10回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであり、当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
現金及び預金勘定	1,125,013千円	1,396,250千円
現金及び現金同等物	1,125,013	1,396,250

（リース取引関係）

（借主側）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主として、本部における「ソフトウェア」であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援本部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援本部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注) 2. 参照) また、重要性が乏しいものについては省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,125,013	1,125,013	—
(2) 売掛金	117,009	117,009	—
(3) 差入保証金	7,679	6,065	△1,613
資産計	1,249,703	1,248,089	△1,613
(1) 買掛金	84,326	84,326	—
(2) 短期借入金	1,850,000	1,850,000	—
(3) 未払金	157,324	157,324	—
(4) 長期借入金(※)	765,000	766,334	1,334
(5) 社債(※)	140,000	139,138	△861
負債計	2,996,651	2,997,124	473

(※) (4) 長期借入金及び(5) 社債には、1年以内に返済予定または償還予定のものを含めて表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,396,250	1,396,250	—
(2) 売掛金	271,132	271,132	—
(3) 差入保証金	7,679	6,148	△1,531
資産計	1,675,062	1,673,530	△1,531
(1) 買掛金	201,275	201,275	—
(2) 短期借入金	2,750,000	2,750,000	—
(3) 未払金	155,475	155,475	—
(4) 長期借入金（※）	737,500	732,621	△4,878
(5) 社債（※）	100,000	99,216	△783
負債計	3,944,250	3,938,587	△5,662

（※）（４）長期借入金及び（５）社債には、１年以内に返済予定または償還予定のものを含めて表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（１）現金及び預金並びに（２）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（１）買掛金、（２）短期借入金並びに（３）未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（５）社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	17,333	15,729
差入保証金	386,560	338,791

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,125,013	—	—	—
売掛金	117,009	—	—	—
差入保証金	—	—	7,679	—

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,396,250	—	—	—
売掛金	271,132	—	—	—
差入保証金	—	—	7,679	—

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	40,000	40,000	40,000	20,000	—	—
長期借入金	170,000	170,000	170,000	170,000	85,000	—

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	40,000	40,000	20,000	—	—	—
長期借入金	102,500	195,000	195,000	145,000	—	100,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

保有するその他有価証券は、全て非上場株式(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額17,333千円)であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

保有するその他有価証券は、全て非上場株式(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額15,729千円)であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について10,000千円(その他有価証券の株式10,000千円)減損処理を行っております。なお、時価のない有価証券の減損処理にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合に回復可能性がある場合を除き減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年7月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 72名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 543,000株
付与日	2016年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	2016年7月14日から 2024年7月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2016年7月 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	534,000
権利確定	—
権利行使	2,000
失効 (注)	471,500
未行使残	60,500

② 単価情報

	2016年7月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	292
行使時平均株価 (円)	364
付与日における公正な評価単価 (円)	100

(注) 権利確定後の失効株数は新株予約権の放棄によるものであります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	14,298千円	11,626千円
賞与引当金	6,814	7,128
税務上の繰越欠損金(注) 1	310,765	449,624
貸倒引当金	1,572	1,452
未払事業税	1,175	2,209
減損損失	37,462	25,415
資産除去債務	10,668	9,908
株主優待引当金	6,590	6,765
その他	15,398	12,220
繰延税金資産小計	404,746	526,351
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△290,923	△449,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,399	△76,727
評価性引当額小計	△366,323	△526,351
繰延税金資産合計	38,423	—
繰延税金資産の純額	38,423	—

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	37,097	26,420	43,238	45,692	73,740	84,577	310,765
評価性引当額	△37,097	△16,538	△33,278	△45,692	△73,740	△84,577	△290,923
繰延税金資産	—	9,881	9,960	—	—	—	(※2) 19,841

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金310,765千円について、繰延税金資産19,841千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	26,420	43,238	45,692	67,846	—	266,427	449,624
評価性引当額	△26,420	△43,238	△45,692	△67,846	—	△266,427	△449,624
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因については、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である「株式会社宗國玄品ふぐ」を存続会社とし、同じく当社の連結子会社である「株式会社西國玄品ふぐ」及び「株式会社東國玄品ふぐ」を消滅会社とする吸収合併をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社宗國玄品ふぐ

事業の内容 「玄品」FC及び店舗運営管理事業

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社西國玄品ふぐ

事業の内容 西日本「玄品」事業

名称 株式会社東國玄品ふぐ

事業の内容 東日本「玄品」事業

(2) 企業結合日

2020年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社連結子会社である「株式会社宗國玄品ふぐ」を存続会社、「株式会社西國玄品ふぐ」及び「株式会社東國玄品ふぐ」を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社宗國玄品ふぐ

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営意思統一の徹底を図り、主力事業である「玄品」事業の収益力強化を図るものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	53.65円	24.57円
1株当たり当期純損失(△)	△38.96円	△44.21円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	689,622	336,224
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	534	2,130
(うち新株予約権(千円))	(534)	(2,130)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	689,088	334,094
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	12,844,833	13,596,833

3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△478,880	△570,230
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△478,880	△570,230
普通株式の期中平均株式数(株)	12,292,447	12,897,375
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年6月22日取締役会決議 ストック・オプション 534,000株	2016年6月22日取締役会決議 ストック・オプション 60,500株 2020年12月8日取締役会決議 第三者割当新株予約権 1,380,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱関門海	第1回無担保社債	2018年6月29日	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	0.03	なし	2023年6月30日
㈱関門海	第2回無担保社債	2018年7月25日	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	0.46	なし	2023年7月25日
合計	—	—	140,000 (40,000)	100,000 (40,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
40,000	40,000	20,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,850,000	2,750,000	1.05	—
1年以内に返済予定の長期借入金	170,000	102,500	1.06	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,528	1,364	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	595,000	635,000	0.98	2022年～2031年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,945	464	—	2022年
合計	2,618,473	3,489,328	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	195,000	195,000	145,000	—
リース債務	464	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	151,961	541,080	1,755,745	2,634,818
税金等調整前四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△405,902	△638,341	△588,180	△524,331
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△364,596	△537,098	△593,804	△570,230
1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△28.38	△41.81	△46.23	△44.21

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△28.38	△13.43	△4.41	1.81

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,018,363	1,293,091
売掛金	93,895	250,191
商品及び製品	1,197,050	1,104,849
原材料及び貯蔵品	16,221	12,638
前払費用	49,824	44,410
関係会社短期貸付金	—	890,018
未収入金	79,050	289,301
その他	98,683	33,558
貸倒引当金	△124,482	△718,382
流動資産合計	2,428,608	3,199,677
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,083,663	1,893,818
減価償却累計額	△1,413,145	△1,343,752
建物（純額）	670,517	550,066
構築物	87,076	70,462
減価償却累計額	△84,520	△68,882
構築物（純額）	2,556	1,580
機械及び装置	49,041	49,041
減価償却累計額	△40,316	△42,055
機械及び装置（純額）	8,724	6,986
車両運搬具	7,245	7,245
減価償却累計額	△7,245	△7,245
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	655,175	629,945
減価償却累計額	△552,015	△562,368
工具、器具及び備品（純額）	103,160	67,576
建設仮勘定	712	712
有形固定資産合計	785,670	626,921
無形固定資産		
特許権	1,177	873
商標権	12,542	12,817
ソフトウェア	10,747	7,011
その他	3,190	3,190
無形固定資産合計	27,658	23,893
投資その他の資産		
投資有価証券	4,150	4,150
関係会社株式	55,000	55,000
出資金	380	380
長期前払費用	11,409	13,408
差入保証金	394,120	346,340
繰延税金資産	32,923	—
その他	8	8
投資その他の資産合計	497,991	419,286
固定資産合計	1,311,320	1,070,101
資産合計	3,739,928	4,269,778

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,485	124,299
短期借入金	※1, ※2 1,850,000	※1, ※2 2,750,000
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 170,000	※2 102,500
リース債務	1,528	1,364
未払金	47,734	59,470
未払費用	337	724
未払法人税等	3,956	4,954
未払消費税等	5,557	9,723
預り金	40,581	49,801
前受収益	3,171	12,137
賞与引当金	2,413	4,500
株主優待引当金	21,552	22,125
その他	2,542	2,145
流動負債合計	2,197,859	3,183,746
固定負債		
社債	100,000	60,000
長期借入金	※2 595,000	※2 635,000
リース債務	1,945	464
長期預り保証金	52,221	37,181
関係会社事業損失引当金	90,384	—
固定負債合計	839,550	732,645
負債合計	3,037,410	3,916,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,777	1,157,257
資本剰余金		
資本準備金	371,115	479,595
資本剰余金合計	371,115	479,595
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△429,909	△997,598
利益剰余金合計	△429,909	△997,598
自己株式	△287,998	△287,998
株主資本合計	701,984	351,256
新株予約権	534	2,130
純資産合計	702,518	353,387
負債純資産合計	3,739,928	4,269,778

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 1,640,221	※1 1,492,835
売上原価		
期首たな卸高	1,573,451	1,197,050
当期仕入高	472,029	732,063
他勘定受入高	※2 7,563	※2 10,371
合計	2,053,044	1,939,485
他勘定払出高	※3 4,581	※3 11,500
期末たな卸高	1,197,050	1,104,849
売上原価合計	851,412	823,135
売上総利益	788,808	669,700
販売費及び一般管理費		
労務費	180,468	150,037
貸倒引当金繰入額	119,340	593,966
賞与引当金繰入額	2,413	4,500
株主優待引当金繰入額	21,552	22,125
地代家賃	46,144	35,580
水道光熱費	16,635	14,596
消耗品費	21,688	24,818
支払手数料	102,691	89,707
減価償却費	122,227	90,228
研究開発費	27,095	25,256
その他	222,372	195,289
販売費及び一般管理費合計	882,632	1,246,107
営業損失(△)	△93,823	△576,406
営業外収益		
受取利息	25	14
受取地代家賃	6,600	3,300
助成金収入	—	117,746
その他	823	11,705
営業外収益合計	7,449	132,765
営業外費用		
支払利息	25,293	31,670
社債利息	416	318
シンジケートローン手数料	20,000	—
支払手数料	28,152	36,858
その他	11,673	4,126
営業外費用合計	85,536	72,973
経常損失(△)	△171,910	△516,614

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 138
関係会社事業損失引当金戻入額	—	90,384
雇用調整助成金	—	4,548
特別利益合計	—	95,072
特別損失		
固定資産除却損	※5 14,491	※5 21,374
店舗閉鎖損失	※6 1,858	※6 39,623
減損損失	85,397	26,924
店舗臨時休業等関連損失	—	16,883
事務所移転費用	—	6,521
投資有価証券評価損	10,000	—
関係会社株式評価損	23,999	—
関係会社事業損失引当金繰入額	90,384	—
特別損失合計	226,131	111,328
税引前当期純損失(△)	△398,041	△532,870
法人税、住民税及び事業税	1,942	1,895
法人税等調整額	90,651	32,923
法人税等合計	92,593	34,818
当期純損失(△)	△490,635	△567,688

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	997,461	319,800	319,800	60,726	60,726	△287,998	1,089,989
当期変動額							
新株の発行	51,315	51,315	51,315				102,630
当期純損失（△）				△490,635	△490,635		△490,635
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	51,315	51,315	51,315	△490,635	△490,635	-	△388,005
当期末残高	1,048,777	371,115	371,115	△429,909	△429,909	△287,998	701,984

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,527	1,091,517
当期変動額		
新株の発行		102,630
当期純損失（△）		△490,635
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△993	△993
当期変動額合計	△993	△388,998
当期末残高	534	702,518

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,048,777	371,115	371,115	△429,909	△429,909	△287,998	701,984
当期変動額							
新株の発行	108,480	108,480	108,480				216,961
当期純損失（△）				△567,688	△567,688		△567,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	108,480	108,480	108,480	△567,688	△567,688	-	△350,727
当期末残高	1,157,257	479,595	479,595	△997,598	△997,598	△287,998	351,256

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	534	702,518
当期変動額		
新株の発行		216,961
当期純損失（△）		△567,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,596	1,596
当期変動額合計	1,596	△349,131
当期末残高	2,130	353,387

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品及び製品
主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 原材料及び貯蔵品
主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～20年
構築物	6～40年
工具、器具及び備品	2～15年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。
- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 長期前払費用
均等償却

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 株主優待引当金
株主優待制度に伴う費用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

- (1) 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度

への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産 626,921千円

無形固定資産 23,893千円

（2）その他の情報

①算出方法

当社グループの店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失として認識しています。当該店舗固定資産の回収可能価額は、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいております。

②主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

1) 各店舗の将来収益予測

2) 各店舗の将来変動費比率予測

3) 各店舗の将来固定費予測

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に関連して、当事業年度末における当社グループの店舗固定資産の減損損失の認識の判定に係る回収可能価額の見積りには、当該感染症の収束時期における一定の仮定（2022年3月頃までは当該感染症の影響が残り、その後徐々に回復に向かい、インバウンドのお客様についても同様に回復していくと仮定）が採用されており、また、新型コロナウイルス感染症の収束後には顧客の需要が当該感染症の拡大以前と同水準に回復するという仮定に基づいております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

固定資産の減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローによって見積っております。当該見積りについては当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいており、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の推移がこの仮定と乖離した場合には、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において、減損損失26,924千円を計上しております。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	500,000千円	500,000千円
当座貸越極度額	300,000	2,250,000
借入実行残高	800,000	2,750,000
差引額	-	-

※2 財務制限条項

シンジケートローン契約については、以下の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、2019年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当座貸越契約のうち300,000千円については、以下の財務制限条項が付されております。

①2020年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2019年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②2020年3月期を初回とする各年度決算期の末日における単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

また、2021年3月期末において一部の財務制限条項に抵触しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的なものであるということが明確であることから、主要行を含め全行から猶予をいただいております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
関係会社への売上高	1,544,920千円	1,070,652千円

※2 他勘定受入高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の消耗品費他	7,563千円	10,371千円

※3 他勘定払出高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の株主優待費用	4,581千円	11,500千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	一千円	138千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1,257千円	21,306千円
工具、器具及び備品	6,310	67
ソフトウェア	6,378	-
その他	545	-
計	14,491	21,374

※6 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1,858千円	23,055千円
構築物	—	137
工具、器具及び備品	0	2,420
その他費用（差入保証金償却等）	—	14,011
計	1,858	39,623

（有価証券関係）

1. 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は55,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は55,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度において、子会社株式の減損処理を行っており、関係会社株式評価損23,999千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、期末における株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合に回復可能性がある場合を除き減損処理を行っております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	14,298千円	11,626千円
税務上の繰越欠損金	232,399	209,341
貸倒引当金	38,066	219,681
関係会社事業損失引当金	27,639	—
未払事業税	1,324	2,209
賞与引当金	738	1,376
減損損失	37,462	25,415
資産除去債務	10,668	9,908
株主優待引当金	6,590	6,765
その他	20,813	17,556
繰延税金資産小計	390,002	503,880
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△220,659	△209,341
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△136,419	△294,539
評価性引当額小計	△357,079	△503,880
繰延税金資産合計	32,923	—
繰延税金資産の純額	32,923	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因については、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,083,663	9,266	199,111 (24,972)	1,893,818	1,343,752	60,382	550,066
構築物	87,076	—	16,613 (51)	70,462	68,882	787	1,580
機械及び装置	49,041	—	—	49,041	42,055	1,738	6,986
車両運搬具	7,245	1,394	1,394	7,245	7,245	—	0
工具、器具及び備品	655,175	6,356	31,586 (1,900)	629,945	562,368	37,552	67,576
建設仮勘定	712	—	—	712	—	—	712
有形固定資産計	2,882,914	17,017	248,705 (26,924)	2,651,226	2,024,305	100,460	626,921
無形固定資産							
特許権	2,780	—	—	2,780	1,907	304	873
商標権	18,099	1,916	—	20,015	7,198	1,640	12,817
ソフトウェア	169,483	—	—	169,483	162,471	3,735	7,011
その他	3,190	—	—	3,190	—	—	3,190
無形固定資産計	193,554	1,916	—	195,470	171,576	5,680	23,893
長期前払費用	20,282	11,862	8,867	23,278	9,869	8,434	13,408

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「当期増加額」及び「当期減少額」のうち主なものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

建	物	減	少	「玄品」店舗の閉店	104,062
---	---	---	---	-----------	---------

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	124,482	593,966	—	66	718,382
賞与引当金	2,413	4,500	2,413	—	4,500
株主優待引当金	21,552	22,125	21,552	—	22,125
関係会社事業損失引当金	90,384	—	—	90,384	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期増加額」欄の金額は、子会社に対するものであります。

2. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、債権回収による戻入額であります。

3. 関係会社事業損失引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、貸倒引当金への振替えによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日（注）	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は下記の当社ウェブサイトに掲載しております。 （ウェブサイトアドレス https://www.kanmonkai.co.jp/ ）
株主に対する特典	株主優待制度 1 贈呈内容及び基準 所有株式数 100株以上300株未満 2,000円（税込）相当額のご優待券1枚を年2回と、 全国共通おこめ券を年1回 所有株式数 300株以上600株未満 4,000円（税込）相当額のご優待券1枚を年2回と、 全国共通おこめ券を年1回 所有株式数 600株以上1,000株未満 4,000円（税込）相当額のご優待券2枚を年2回と、 全国共通おこめ券を年1回 所有株式数 1,000株以上 4,000円（税込）相当額のご優待券3枚を年2回と、 全国共通おこめ券を年1回 2 対象となる株主様 毎年3月末日、9月末日現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象といたします。

（注）当社は、基準日後定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して、会社法第124条第4項の規定に基づき議決権を付与することができることとしております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第32期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月29日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第33期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日近畿財務局長に提出
（第33期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日近畿財務局長に提出
（第33期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日近畿財務局長に提出
- (4) 四半期報告書の訂正報告及び確認書
（第33期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年12月2日近畿財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年8月11日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年11月16日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年2月17日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年5月20日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書
2020年10月7日近畿財務局長に提出
2020年6月29日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書です。
2020年12月2日近畿財務局長に提出
2020年8月11日提出の臨時報告書（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書です。
- (7) 有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類
2020年12月8日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監 査 法 人 や ま ぶ き
京都事務所

指定社員 公認会計士 平 野 泰 久 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 口 二 郎 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産626,921千円のうち、店舗固定資産は541,466千円であり、連結総資産の12%を占めている。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、減損損失を28,032千円計上している。 店舗固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化及び店舗閉鎖の意思決定等が含まれる。 当該固定資産の減損判定及び減損損失の金額算定プロセスに必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来収益の予測、新型コロナウイルス感染症の影響等の外部要因及び割引率などの重要な仮定が用いられており、経営者の主観的判断の影響を大きく受け、慎重な検討が必要となる。 以上から、当監査法人は、店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の妥当性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の算定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来の事業計画において経営者が使用した重要な仮定について検討した。さらに、過年度の事業計画において経営者が使用した重要な仮定について、その実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。 ・将来計画の見積りに含まれる主要なインプットである売上高の推移については、経営者層と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・割引率については、利用可能な外部データと比較した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社関門海が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監 査 法 人 や ま ぶ き
京都事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 平 野 泰 久 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 江 口 二 郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当事業年度末の貸借対照表に計上されている有形固定資産626,921千円のうち、店舗固定資産は541,466千円であり、総資産の12%を占めている。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、当事業年度において、減損損失を26,924千円計上している。 店舗固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化及び店舗閉鎖の意思決定等が含まれる。 当該固定資産の減損判定及び減損損失の金額算定プロセスに必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来収益の予測、新型コロナウイルス感染症の影響等の外部要因及び割引率などの重要な仮定が用いられており、経営者の主観的判断の影響を大きく受け、慎重な検討が必要となる。 以上から、当監査法人は、店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の妥当性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・店舗固定資産に関する減損計上の要否判定及び減損損失額の算定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来の事業計画において経営者が使用した重要な仮定について検討した。さらに、過年度の事業計画において経営者が使用した重要な仮定について、その実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。 ・将来計画の見積りに含まれる主要なインプットである売上高の推移については、経営者層と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・割引率については、利用可能な外部データと比較した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。